

今年度の地域審議会の進め方について

1 平成22年度の地域審議会の進め方について

地域審議会の所掌事項は、市長の諮問に応じて合併基本計画や総合計画の策定及び変更に関する事項、その他市長が必要と認める事項について審議し、答申すること。

必要に応じて地域の施策について市長に対して意見を述べるなどがあります。

平成22年度については、市長からの諮問事項はありませんが、平成23年度からの行政改革大綱に基づく大幅な機構改革や第1次村上市総合計画に基づく「市民協働のまちづくり」が始まることから、これらについて地域審議会においてご意見を伺いたいと考えております。

なお、昨年度同様、審議会開催の経過・結果等については随時「市報」に掲載し、市民へ周知することとしています。

2 スケジュール等

項目	時期	内容	備考
第1回審議会	6月21日	今年度の地域審議会の進め方について、ほか	
第2回審議会	9月上旬	「市民協働のまちづくり指針」についての協議（村上市からの説明、質疑）	
第3回審議会	11月上旬	「市民協働のまちづくり指針」についての検討、意見集約	
第4回審議会	2月上旬	山北地区における「市民協働のまちづくり」の方向性について	